

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書（特別徴収義務者用）

長 浜 市

特別徴収税額			課 税 人 員			非 課 税 人 員		
月 割 額		人 数	納 付 額		人 数	納 付 額		
	6月分			12月分				
	7月分			1月分				
	8月分			2月分				
	9月分			3月分				
	10月分			4月分				
	11月分			5月分				
	(備考)							

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに長浜市税条例
第45条の規定によって、貴事業所を 市県民税特別徴収義務者に指定し、給与所
得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

また、この通知書の記載事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して
審査請求をすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知日の翌日から
起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。なお、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審
査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表す
る者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、
審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月
を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③
その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

指 定 番 号	宛 名 番 号	市町村 コード	受 給 者 番 号	特別徴収 税 額	納 付 額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所			氏 名	個 人 番 号	額	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変 更 月	月		

(問い合わせ先) 長浜市 市民生活部 税務課 市民税第一係
〒526-8501 長浜市八幡東町632番地
電話 0749-65-6524 (直通)

特別徴収 義 務 者	氏 名 又 は 名 称			個人番号又は法人番号		

※既に納付いただいている税額のうち、申告などにより減額となった分につきましては、市より従業員様へお返しいたします。